まんのう町母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月19日

まんのう町長　栗田　隆義

まんのう町規則第13号

まんのう町母子保健法施行細則の一部を改正する規則

まんのう町母子保健法施行細則(平成29年まんのう町規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
(実施機関)

第4条　養育医療の給付に係る医療は、法第20条第6項に規定する指定養育医療機関において行うものとする。

(給付内容)

第5条　養育医療の給付の範囲は、法第20条第5項に規定するとおりとし、その給付の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2)　(略)

別表第2(第8条関係)

徴収基準額表
<table>
<tr><th>階層区分</th><th>世帯の階層の区分</th><th>徴収基準月額</th><th>徴収基準加算月額</th></tr>
<tr><td>A階層</td><td>生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の</td><td>0円</td><td>0円</td></tr>
</table>
</td><td>
(実施機関)

第4条　養育医療の給付に係る医療は、法第20条第4項に規定する指定養育医療機関において行うものとする。

(給付内容)

第5条　養育医療の給付の範囲は、法第20条第3項に規定するとおりとし、その給付の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2)　(略)

別表第2(第8条関係)

徴収基準額表
<table>
<tr><th>階層区分</th><th>世帯の階層の区分</th><th>徴収基準月額</th><th>徴収基準加算月額</th></tr>
<tr><td>A階層</td><td>生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の</td><td>0円</td><td>0円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯				
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			2,600	260
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯			5,400	540
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額　15,000円以下	D1	7,900	790
		15,001円～21,000円	D2	10,800	1,080
		21,001円～51,000円	D3	16,200	1,620
		51,001円～87,000円	D4	22,400	2,240
		87,001円～171,300円	D5	34,800	3,480
		171,301円～252,100円	D6	49,400	4,940
		252,101円～342,100円	D7	65,000	6,500
		342,101円～450,100円	D8	82,400	8,240
		450,101円～579,000円	D9	102,000	10,200
		579,001円～700,900円	D10	123,400	12,340
		700,901円～849,000円	D11	147,000	14,700
		849,001円～1,041,000円	D12	172,500	17,250
		1,041,001円～1,222,500円	D13	199,900	19,990

	促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯				
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			2,600	260
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯			5,400	540
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額　15,000円以下	D1	7,900	790
		15,001円～21,000円	D2	10,800	1,080
		21,001円～51,000円	D3	16,200	1,620
		51,001円～87,000円	D4	22,400	2,240
		87,001円～171,300円	D5	34,800	3,480
		171,301円～252,100円	D6	49,400	4,940
		252,101円～342,100円	D7	65,000	6,500
		342,101円～450,100円	D8	82,400	8,240
		450,101円～579,000円	D9	102,000	10,200
		579,001円～700,900円	D10	123,400	12,340
		700,901円～849,000円	D11	147,000	14,700
		849,001円～1,041,000円	D12	172,500	17,250
		1,041,001円～1,222,500円	D13	199,900	19,990

		1,222,501円～1,423,500円	D14	229,400	22,940
		1,423,501円以上	D15	全額	左の徴収基準月額の10%に相当する額。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円。

備考

1　この表のC階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

2　所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これら

		1,222,501円～1,423,500円	D14	229,400	22,940
		1,423,501円以上	D15	全額	左の徴収基準月額の10%に相当する額。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円。

備考

1　この表のC階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

2　所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これら

の者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3　当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

4　徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

5　徴収月額の決定の特例

(1)　同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額((2)による日割計算後の額)の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

(2)　入院期間が、1カ月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。(ただし、D15階層を除く。)

$$\text{基準月額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

(3)　10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(4)　児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

6　世帯階層区分の認定

の者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3　当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

4　徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

5　徴収月額の決定の特例

(1)　同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額((2)による日割計算後の額)の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

(2)　入院期間が、1カ月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。(ただし、D15階層を除く。)

$$\text{基準月額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

(3)　10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(4)　児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

6　世帯階層区分の認定

(1)　認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税の課税の有無等により行うものである。

(2)　認定の基礎となる用語の定義

ア　「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ　「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

(1)　認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税の課税の有無等により行うものである。

(2)　認定の基礎となる用語の定義

ア　「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ　「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

7　この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、町長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。	7　この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、町長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。
8　災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。	8　災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。
9　平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると町長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。	9　平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると町長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

附　則

この規則は、医療法等の一部を改正する法律(令和7年法律第87号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。